

## 須坂市オープンデータ推進会議設置要綱

### (目的)

第1 須坂市が所有する様々な電子データに関し、より活用し易い状態で市民に提供するために必要な事項について検討及び実施することを目的とし、須坂市オープンデータ推進会議を設置する。

### (任務)

第2 須坂市オープンデータ推進会議（以下「推進会議」という。）は、以下の事項を検討及び実施する。

- (1) 公開すべき電子データの選定
- (2) 電子データの公開方法
- (3) 公開する電子データの様式
- (4) 電子データの公開
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

### (対象とする電子データ)

第3 推進会議で扱う電子データは、須坂市が所有する電子データのみとする。また、検討や実施等にあたっては、法令や他の例規に従うものとする。

### (会議の構成員)

第4 推進会議は、政策推進課長が指名した者をもって構成する。

- 2 推進会議の委員長は、政策推進課長をもって充てる。
- 3 推進会議には、必要に応じてオープンデータ、IT、情報公開、情報保護等の専門的な知識及び経験を有した専門家をアドバイザーとして置くことができる。
- 4 推進会議には、必要に応じて委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

### (会議の開催)

第5 推進会議は、委員長が招集する。

### (事務局)

第6 推進会議の庶務は、政策推進課情報統計係において行う。

(補則)

第7 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が定める。

(附則)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。